

令和２年度地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)
に係る事業案件形成支援等業務結果報告書

令和３年５月

内閣府

目次

I	本書の目的	1
II	茨城県下妻市	2
1	P F S 事業の発案	2
(1)	対象とする行政課題の選定	2
(2)	事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）	2
2	案件形成	3
(1)	成果指標値及びその上限値等の設定	3
(2)	契約期間（評価時期を含む）の設定	11
(3)	P F S 事業効果の算出、評価	11
(4)	支払上限額の決定	12
(5)	支払条件の設定	13
(6)	成果評価の方法	16
III	大阪府堺市	17
1	P F S 事業の発案	17
(1)	対象とする行政課題の選定	17
(2)	事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）	17
2	案件形成	20
(1)	成果指標の設定	20
(2)	成果指標値の上限値等の設定	29
(3)	契約期間（評価時期を含む）の設定	31
(4)	P F S 事業効果の算出、評価	31
(5)	支払上限額の決定	34
(6)	支払条件の設定	34
(7)	成果評価の方法	37

I 本書の目的

成果連動型民間委託契約方式（P F S）については、公共サービスに民間セクターのノウハウ等を引き出し、個々の事業の費用対効果を高める仕組みとして、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）や「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和 2 年 2 月 27 日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「P F S アクションプラン」という。）等において、政府としてその普及促進に取り組む方針が打ち出されている。特に P F S アクションプランにおいて、内閣府は、

- ・ 地方公共団体における導入可能性の検討の支援（支援事業）を実施し、P F S による事業（以下「P F S 事業」という。）の案件形成を促進する。また、他の地方公共団体における導入可能性の検討に資するよう、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をガイドラインに反映させる。
- ・ 支援事業等を通じて、地方公共団体の P F S の活用分野等に関するニーズの把握・掘り起こしを進めるとされている。

それらを踏まえて、内閣府においては、地方公共団体による P F S に係る事業案件形成支援等業務として、茨城県下妻市及び大阪府堺市における P F S 事業の案件形成支援を実施した。

本書は、本業務を受託した有限責任監査法人トーマツが作成した業務完了に係る報告書を踏まえ、内閣府において、地方公共団体の参考となることを目的に、本年 2 月に公表した成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドラインとの整合を考慮し、作成したものである。

II 茨城県下妻市

1 P F S 事業の発案

(1) 対象とする行政課題の選定

下妻市では、地方再生コンパクトシティモデル事業(H30～R2)において、スポーツを手段としたまちづくりの取組の中で、街の健康インフラとして一人一人の生産性を高める「コンディショニング」が有効であることの立証を目的とする社会実験に取り組んでいた。コンディショニングにより解決できると考えられる都市の課題としては、

- ・ 少子高齢化・人口減少・生産年齢人口の流出に伴う生産力の低下
- ・ 医療費、介護保険給付費の増大
- ・ ロコモティブシンドローム（運動機能障害）とそれに伴う生活習慣や心身の健康の悪化

などがあり、それらの改善が地方創生につながるという仮説を立てていた。しかしながら、モデル事業の取組のプロセスでは、予防医療への意識が浸透していないことや参加者側の時間的・物理的な制約等に左右されるなど、コンディショニングを健康インフラとして普及させることは、行政の直営事業や単なる仕様発注による取組では困難であることが懸案となっていた。

そのため、その解決策として、P F S を活用し、民間の創意工夫を生かして介入（コンディショニング・運動プログラム等）を実施することが、効果的・効率的な都市の課題解決につながると考えた。

また、P F S を活用した高齢者向けのコンディショニングについては、他都市での取組事例があること、子どものロコモティブシンドロームについても昨今着目すべき社会問題とされているため、子どもの心身の健康の改善を図ることで、将来的に前述の都市の課題を解決する効果につながることを想定した。

その結果、都市の課題解決のために対象者をバックキャストさせ、その前段階の目標である「**子どもの心身の健康の改善**」を、本P F S 事業の対象とする行政課題として設定することとした。

(2) 事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）

子どもの心身の健康の改善のために、本P F S 事業の事業目標として、本事業の対象者層である子どもについて、どのような改善目標を設定すべきかを検討するに当たり、過去の調査・研究等を調べた。

その結果、体力向上に取り組むことで、単に身体的な状態の改善に留まらず、生活習慣に好影響を与えるとともに、精神的側面や社会性への好影響が認められたとの研究

結果¹があることを踏まえ、本事業の事業目標は、対象者層である子どもの

①体力向上

②良好な生活習慣（運動習慣）の定着

③精神的・社会的健康の実現

と設定した。

また、事業対象層について、当初、特に小学生の心身の健康の改善を図りたいと考えていたところ、幼児期（未就学時）の運動遊びが、児童期（小学生時）の運動習慣の定着、運動能力の向上につながるという研究結果²があることを踏まえ、4歳以上の未就学児もP F Sの事業対象者層とすることとした。

さらに、運動習慣が定着していない子どもや体力・運動能力が低下している子どものそれらの向上を図るだけでなく、また、既に、運動習慣が定着している子どもや体力・運動能力を一定程度有する子どもについても、それらを維持・向上させることは有効と考えられるため、運動習慣が定着していない子どもや体力・運動能力が低下している子どものみを対象とするのではなく、4歳以上の未就学児と小学生全員を事業対象者層とした。なお、各人数は、未就学児で約1,000人、小学生は約2,200人³である。

表1 行政課題の選定と事業目標の設定まとめ

行政課題	事業目標	
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標
子どもの心身の健康の改善	4歳以上の未就学児及び小学生	・体力向上 ・良好な生活習慣（運動習慣）の定着 ・精神的・社会的健康の実現

2 案件形成

（1）成果指標値及びその上限値等の設定

本P F S事業の成果指標値等を設定するに当たり、体力向上に関連する事業を行っている民間事業者にヒアリングを行い、受託者に求めるサービス提供内容や発注者（下妻市）と受託者との役割分担等、本P F S事業の前提について整理した。

その結果、本P F S事業について、以下の内容を前提として、案件形成を進めていく

¹ 文部科学省「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」（2011）、春日「幼児期における体力差の縦断的推移：3年間の追跡データに基づいて」（2011）、金・小林・中村「幼児期の運動や運動遊びの経験が学童期の子どもの生活・健康・体力に及ぼす影響」（2011）

² 春日「幼児期における体力差の縦断的推移：3年間の追跡データに基づいて」（2011）、金・小林・中村「幼児期の運動や運動遊びの経験が学童期の子どもの生活・健康・体力に及ぼす影響」（2011）

³ 下妻市ホームページ「市内の小中学校児童・生徒数、公立幼稚園児数」（2020）

こととした。

- ・ 事業対象者層（下妻市在住の4歳以上の未就学児及び小学生）を対象とした、本P F S事業への参加者募集は、受託者が行う。
- ・ 本P F S事業に参加する事業対象者（以下「参加者」という。）は、参加者としての登録（会員登録）を行う。なお、一度会員になると退会手続をしない限り継続するものとする。
- ・ 受託者は、会員に対し、最低限週1回以上、対面型又はオンラインの運動プログラムを提供することを必須とする。その上で、事業目標を達成する観点から、受託者は、それ以外のサービス提供と組み合わせて行うことも可能とし、提案を求めることとする。

以上のことを前提にし、本P F S事業の成果指標値について、設定したP F S事業の事業目標の達成状況を定量的に示すものを検討した。

ア 事業の前提条件となる、本P F S事業への参加者に係る成果指標について

（ア）成果指標の設定について

事業目標の達成のためには、受託者が事業対象者層に本事業の周知・参加募集を行い、それを通じて事業対象者層に会員登録してもらうことが前提となるため、それら进行评估する指標として、「会員登録」の実人数を成果指標値として設定することとした。

成果指標値①：「会員登録実人数」

（イ）成果指標値の測定・算出方法について

会員登録実人数について、参加者によっては、事業開始時から事業終了後まで継続せず、途中で退会するケースや、事業開始直後ではなく、事業実施期間中の途中に参加するケースが想定される。そこで、事業目標を達成しつつ、受託者に適切な事業へのインセンティブが働くような測定・算出方法を検討した。

その結果、四半期末ごとに会員登録実人数を測定し、1年間の各四半期末時点の会員登録実人数の平均人数を年度末に算出することとした。

算出式：各四半期末時点の会員登録実人数の合計÷4

（ウ）成果指標値①「会員登録実人数」の上限値等の設定について

下妻市が過去に実施した子ども向けの運動プログラムの参加者数や民間事業者へのヒアリングを参考に、240人を1年間当たりの上限値として設定した。これは事業対象者層の約7%に相当する。

一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、必要ないと考え、設定しないこととした。

イ 事業目標①「体力向上」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「体力向上」を定量的に評価するための成果指標値の設定を検討するに当たり、子どもを対象として既に実施されている体力に関する調査等について、デスクトップ調査を行った。

その結果、小学生については、スポーツ庁が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用することとした。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げをテスト項目とし、各項目の結果をあらかじめ定められた点数表に基づき点数化し、その総合点で A～E の 5 段階評価を行うというものである。

表2 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の一部

参考 こう目別得点表

男子								得点	女子							
あく力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20 m シャトルラン	50 m 走	立ち幅とび	ソフトボール投げ		あく力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20 m シャトルラン	50 m 走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
26kg 以上	26 回 以上	49cm 以上	50 点 以上	80 回 以上	8.0 秒 以下	192cm 以上	40 m 以上	10	25kg 以上	23 回 以上	52cm 以上	47 点 以上	64 回 以上	8.3 秒 以下	181cm 以上	25 m 以上
23～25	23～25	43～48	46～49	69～79	8.1～8.4	180～191	35～39	9	22～24	20～22	46～51	43～46	54～63	8.4～8.7	170～180	21～24
20～22	20～22	38～42	42～45	57～68	8.5～8.8	168～179	30～34	8	19～21	18～19	41～45	40～42	44～53	8.8～9.1	160～169	17～20
17～19	18～19	34～37	38～41	45～56	8.9～9.3	156～167	24～29	7	16～18	16～17	37～40	36～39	35～43	9.2～9.6	147～159	14～16
14～16	15～17	30～33	34～37	33～44	9.4～9.9	143～155	18～23	6	13～15	14～15	33～36	32～35	26～34	9.7～10.2	134～146	11～13
11～13	12～14	27～29	30～33	23～32	10.0～10.6	130～142	13～17	5	11～12	12～13	29～32	28～31	19～25	10.3～10.9	121～133	8～10
9～10	9～11	23～26	26～29	15～22	10.7～11.4	117～129	10～12	4	9～10	9～11	25～28	25～27	14～18	11.0～11.6	109～120	6～7
7～8	6～8	19～22	22～25	10～14	11.5～12.2	105～116	7～9	3	7～8	6～8	21～24	21～24	10～13	11.7～12.4	98～108	5
5～6	3～5	15～18	18～21	8～9	12.3～13.0	93～104	5～6	2	4～6	3～5	18～20	17～20	8～9	12.5～13.2	85～97	4
4kg 以下	2 回 以下	14cm 以下	17 点 以下	7 回 以下	13.1 秒 以上	92cm 以下	4m 以下	1	3kg 以下	2 回 以下	17cm 以下	16 点 以下	7 回 以下	13.3 秒 以上	84cm 以下	3m 以下
総合評価基準 (男子・女子共通)								10 さい	※総合評価は8項目すべて実した場合に判定します。 ※体力合計点で判定します。							
								A								
								65 以上								
								B								
								58～64								
								C								
								50～57								
								D								
								42～49								
								E								
								41 以下								

(出典：スポーツ庁ホームページ：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1411913_00001.html)

なお、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学生を対象として実施されている調査であったため、4 歳以上の未就学児については、幼児を対象とした全国標準を持つ運動能力調査である幼児運動能力研究会の「MKS 幼児運動能力検査」を活用することとした。

「MKS 幼児運動能力検査」は、25m 走、立ち幅跳び、ボール投げ、体支持持続時間、両足連続跳び越し、捕球、往復走をテスト項目とし、各項目の結果をあらかじめ定められた点数表に基づき点数化し、その総合点で A～E の 5 段階評価を行うというものである。

以上のように、参加者の体力の向上について、小学生は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により測定し、4 歳以上の未就学児については、「MKS 幼児運動能力検査」により測定することとした。その上で、下妻市としては、

- ・下妻市在住の子ども全体の体力や運動能力の向上、改善を図りたい
- ・特に、受託者に対しては、体力等の低い子どもに対し、積極的に介入を行ってほしい

- ・既に体力や運動能力の高い子どもについては、その維持・向上を図りたい

という意向があったことから、参加者のうち、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」又は「MKS 幼児運動能力調査」（以下「体力テスト」という。）の 5 段階評価の上位 3 段階に占める子どもの割合を増やすことを成果とし、5 段階評価の上位 3 段階に占める子どもの割合を成果指標として、設定した。

成果指標値②：「体力テスト結果の上位 3 段階評価者の割合」

(イ) 成果指標値②「体力テスト結果の上位 3 段階評価者の割合」の測定・算出方法について

会員になって運動プログラムへの参加を一定期間継続することで、体力テスト結果が向上すると考えられることから、事業開始年度は評価対象とせず、2 年目以降の各年度末に、参加者に対し体力テストを実施し、参加者のうち、5 段階評価の上位 3 段階の評価を受けた対象者の割合を成果指標値として、算出することとした。

算出式：2 年目以降の各年度末に行う体力テスト結果について、5 段階評価の上位 3 段階の評価を受けた者 ÷ 各年度末時点の参加者

(ウ) 成果指標値③「体力テスト結果の上位 3 段階評価者の割合」の上限値等の設定について

民間事業者へのヒアリングを参考にし、成果指標値の上限値については、87.5% とした。一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、成果指標値の現状値とすることを想定した。具体的には、下妻市の既存データはないが、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果総合評価【茨城県公立学校・小学 5 年生男子】の結果によると測定時点における上位 3 段階評価者（A～C 評価の児童）の割合が 76.3%であるという現状値があったことから、これを参考に当該割合の下限値を 76.3%と設定した。

ウ 事業目標②「良好な生活習慣（運動習慣）の定着」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「成果習慣（運動習慣）の改善」を成果指標値化するに当たり、既に行われている調査等について、デスクトップ調査したところ、厚生労働省が毎年行っている「国民健康・栄養調査」において、運動習慣者を「週 2 回以上、1 回 30 分以上、1 年以上、運動をしている者」と定義していることを踏まえ、この定義を小学生等にも適用し、本 P F S 事業においては、週 2 回以上の運動を行っている者を「良好な生活習慣（運動習慣）が定着している者」と定義することとした。その上で、

- ・子ども全体の良好な生活習慣（運動習慣）の定着を図りたい

- ・特に、受託者に対しては、運動習慣のない参加者に対し、積極的に介入を行ってほしい
- ・既に良好な生活習慣（運動習慣）が定着している参加者については、その維持・向上を図りたい

という意向があったことから、参加者のうち、週2回以上の運動を行っている者の割合（以下「週2回以上の運動習慣の定着者割合」という。）を増やすことを成果とし、その割合を成果指標値として、設定した。

成果指標値③：週2回以上の運動習慣の定着者割合

- (イ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の測定・算出方法について
 会員になって運動プログラムへの参加を一定期間継続することで、体力テスト結果が向上すると考えられることから、事業開始年度は評価対象とせず、2年目以降の各年度末に、参加者に対し、放課後や学校が休みの日に、運動部や地域のスポーツクラブ以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを週に何回以上、行っているかのアンケートを受託者が実施し、参加者のうち、同アンケートにおいて、週2回以上の運動を行っている旨の回答をした者の割合を算出することとした。

算出式：2年目以降の各年度末に行うアンケートにおいて、週2回以上の運動を行っているとの回答をした者÷各年度末時点の参加者

- (ウ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の上限値等の設定について
 民間事業者へのヒアリングを参考にし、本成果指標値の上限値については、100%とした。一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、成果指標値の現状値とした。具体的には、下妻市の既存データはないが、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合評価【茨城県公立学校・小学5年生男子】の結果によると測定時点における運動習慣が「ときどきある」又は「よくある」と回答した児童の割合が76.4%であるという結果があったことから、「ときどきある」と「よくある」の回答が週2回以上の運動を行っていることと一致してはいないものの、これを参考に、当該割合の下限値を76.4%と設定した。

エ 事業目標③「精神的・社会的健康の実現」の成果指標について

- (ア) 成果指標の設定について

「精神的・社会的健康の実現」については、直接測定ができない事項であり、定量化が難しいため、アンケートの回答をスコア化することで、成果指標として設定することを検討した。

また、既に行われている調査・研究等について、デスクトップ調査し、本事業と事業実施目的が類似した事業（調査研究）として、文部科学省による「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」

(2011)においてアンケートを活用し、事業の評価を行った事例があったことから、本P F S事業においても、アンケートを活用し、成果の評価を行うこととした。

本P F S事業において、使用するアンケートについても、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」(2011)を参考に作成するとともに、本アンケートスコア(以下「アンケートスコア」という。)を以下のとおり、A~Dの4段階で評価することとした。

その上で、1人でも多くの子どもの「精神的・社会的健康の実現」を図りたいと考えていたことから、参加者のうち、アンケートスコアについて、事業開始時にB~D評価を受けた者のうち、1段階以上評価が上がった者の割合を増やすことを成果として、その割合を成果指標値として、設定した。

成果指標値④：アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合

表3 「精神的・社会的健康の実現」についてのアンケート

No	該当領域	設問分類	設問	選択肢
1	精神的健康	感情	ちょっとしたことでイライラしますか。	1 全くない 2 たまに 3 ときどき 4 いつも
2	精神的健康	感情	一つのことに集中できますか。	1 いつも 2 ときどき 3 たまに 4 全くない
3	精神的健康	生活習慣	夜、決まった時刻に寝ていますか。	1 毎日 2 ときどき（週1～2回） 3 たまに（月1～3回） 4 全くない
4	精神的健康	生活習慣	家の手伝いをしていますか。	1 毎日 2 ときどき（週1～2回） 3 たまに（月1～3回） 4 全くない
5	社会的健康	意思決定・問題解決	自分で目標や計画を立てることができますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
6	社会的健康	コミュニケーション・対人関係スキル	自分の考えや気持ちを、他の人にうまく伝えられますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
7	社会的健康	情動・ストレス対処	いやな気持ちになっても、すぐに解決できますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
8	社会的健康	思考力・自己意識・共感性	自分の荷物を自分で準備していますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない

【4段階評価の方法】

- ・ A 評価（8～14 点）：精神的・社会的健康が良好な状態にある
- ・ B 評価（15～20 点）：精神的・社会的健康はある程度良好な状態にあるが、多少改善の余地がある
- ・ C 評価（21～26 点）：精神的・社会的健康が悪化しており、改善する必要がある
- ・ D 評価（27～32 点）：精神的・社会的健康が悪化しており、特に改善する必要がある

（イ）成果指標値④「アンケートスコアについて、1 段階以上評価が上がった者の割合」の測定・算出方法について

「アンケートスコアについて、1 段階以上評価が上がった者の割合」について、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者のうち、事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2 年目以降の各年度末に行うアンケートスコアの評価段階を比較し、1 段階以上向上した者の割合を成果指標値として、算出することとした。

算出式：事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2 年目以降の各年度末に行うアンケートスコア評価段階を比較し、1 段階以上向上した者 ÷ 年度末時点の参加者のうち、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者

（ウ）成果指標値④「アンケートスコアについて、1 段階以上評価が上がった者の割合」の上限値等の設定について

成果指標値の上限値については、100%とした。

一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、設定しないこととした。

表 4 行政課題、事業目標及び成果指標のまとめ

行政課題	事業目標		成果指標
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標	
子どもの心身の健康の改善	4 歳以上の未就学児及び小学生	・ 体力向上 ・ 良好な生活習慣（運動習慣）の定着 ・ 精神的・社会的健康の実現	・ 会員登録実人数 ・ 体力テスト結果の上位 3 段階評価者の割合 ・ 週 2 回以上の運動習慣の定着者割合 ・ アンケートスコアについて、1 段階以上評価が上がった者の割合

(2) 契約期間（評価時期を含む）の設定

契約期間及び評価時期については、有識者等へのヒアリングの結果、本事業の事業目標である「精神的・社会的健康の実現」のためには、2～3年間の事業期間が必要であるとの指摘があったことから、3年間と設定した。

(3) P F S 事業効果の算出、評価

本来、子どもの心身の健康の改善による社会的便益として、

- ・ 参加者本人の診療等に要する医療費の公的負担の削減
- ・ 参加者が成人後も健康を維持することによる、就労等による生産性の向上、消費活動の充実化
- ・ 参加者本人の家族も含めた Well-being の実現、それによる地域イメージの向上や活性化効果

といったことが考えられるが、長期的な便益や間接的な便益を本事業の寄与分として定量的に算出することは、困難であることから、本 P F S 事業においては、下妻市に確実に生じる、行財政効果に限り、算出することとし、本事業による効果として、「下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制」の行財政効果を算出、評価した。

ア 下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制額の算出について

本事業の実施により、参加者の身体的健康、精神的・社会的健康が実現することで、疾病等に罹患しにくくなり、診療等を受けなくなるという考えの下、それにより、下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出（以下「助成制度支出」という。）が不要となると考え、その額を以下のとおり算出した。

(ア) 未就学児・小学生・中高生別の 1 人当たりの年間助成制度支出抑制額の試算

未就学児・小学生・中高生別の 1 人当たりの年間助成制度支出抑制額については、現状における、未就学児・小学生・中学生別の 1 人当たりの年間助成制度支出額とした。

未就学児	小学生	中学生
19,182 円	11,645 円	15,075 円

(イ) 未就学児・小学生・中高生別の参加者数の試算

参加者数の積算については、1 年間の会員登録実人数の上限値である 240 人を 4 歳から 12 歳の 9 学年で案分し（端数については、小学生に割り振った）、以下のとおり試算した。

なお、

- ・ 2年目以降は、1年目又は2年目に会員登録した子ども以外の子どもが、新たに会員登録する。
- ・ 一度参加した会員の事業成果（身体的健康等の実現）は、事業終了後まで保持されるため、小学校卒業した子どもの助成制度支出額も抑制されるという前提のもと、試算した。

表5 未就学児・小学生・中高生別の参加者数の試算

年齢	1年目	2年目	3年目	合計
14歳			27人	27人
13歳		27人	54人	81人
12歳	27人	54人	81人	162人
11歳	27人	54人	81人	162人
10歳	27人	54人	81人	162人
9歳	27人	54人	81人	162人
8歳	27人	54人	81人	162人
7歳（小1）	27人	53人	79人	159人
6歳	26人	52人	78人	156人
5歳	26人	52人	52人	130人
4歳	26人	26人	26人	78人
単年度合計	240人	480人	721人	1441人
うち、中学生	0人	27人	81人	108人
うち、小学生	162人	323人	484人	969人
うち、未就学児	78人	130人	156人	364人

（ウ）本事業による助成制度支出抑制額の試算（3年分）

未就学児	小学生	中学生
19,182 円/年×364 人 =6,983 千円	11,645 円/年×969 人 =11,285 千円	15,075 円/年×60 人 =1,629 千円
合計		19,897 千円

（４）支払上限額の決定

下妻市が過去に実施した類似事業を参考に、本事業において確保可能な予算規模を4,500万円（1,500万円×3年度）と設定し、支払上限額はこれを下回るよう設定することとした。

また、上記支払上限額の設定に当たっては、民間事業者に対して事業規模のマーケットサウンディングを実施し、民間事業者における類似事業の事業費と大差ないことを確認した。

なお、（３）で算出したP F S事業効果額は、下妻市が独自に行っている0歳～18歳の子どもの対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制額約2,000万円であり、支

払上限額を下回る。本事業では、定量的な算出が困難であるとして評価はしなかったものの、以下のような社会的便益についても勘案し、支払額の水準は適切であると考えた。

- ・ 参加者が成人後も健康を維持することによる、就労等による生産性の向上、消費活動の充実化
- ・ 参加者本人の家族も含めた Well-being の実現、それによる地域イメージの向上や活性化効果

(5) 支払条件の設定

支払条件については、毎年度の支払額について、同程度と設定した。

ア 固定支払額の設定

本 P F S 事業においては、受託者において、

- ・ 参加者の募集
- ・ 参加者に対する運動プログラム等のサービス提供のためのシステム構築や会場用意

が求められるため、それらに必要な最低限の経費を「固定支払額」として設定することとした。そのため、上記について必要と考えられる費用を調査するためのマーケットサウンディングを行い、「固定支払額」を以下のとおり設定した。

	1 年目	2 年目	3 年目	合計
固定支払額	5,319,300 円	4,510,200 円	4,510,200 円	14,339,700 円

イ 成果連動支払額の設定

成果連動支払については、毎年度、同程度の金額を支払うスキームが求められたため、最終年度に事業費すべてを支払うのではなく、毎年度、成果の評価を行うこととしたことから、上記(4)で検討した支払上限額も踏まえ、固定支払とともに、以下のとおり毎年度支払う設定とした。

	1 年目	2 年目	3 年目	合計
固定支払額	5,319,300 円	4,510,200 円	4,510,200 円	14,339,700 円
成果連動支払額	6,300,000 円	10,320,000 円	10,320,000 円	26,940,000 円
合計（最大支払額）	11,619,300 円	14,830,200 円	14,830,200 円	41,279,700 円

ウ 成果連動支払額の成果指標値ごとの内訳の設定

2 (1) において、設定した成果指標値について、

- ・ それぞれの成果指標値に対する重要度の優先順位付け
- ・ 民間事業者が参画しやすいような条件設定をするために行った民間事業者に対するマーケットサウンディング

の結果を踏まえ、以下のとおり設定した。

表6 毎年の成果指標値と支払額の関係

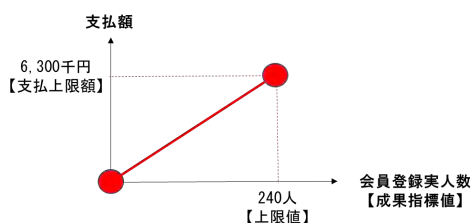
成果指標値	1年目	2年目	3年目	合計
成果指標値① 会員登録実人数	6,300,000 円	6,300,000 円	6,300,000 円	6,300,000 円
成果指標値② 体力テスト結果の 上位3段階評価者の 割合	0 円	2,020,000 円	2,020,000 円	4,040,000 円
成果指標値③ 週2回以上の運動 習慣の定着者割合	0 円	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
成果指標値④ アンケートスコア について、1段階 以上評価が上がっ た者の割合	0 円	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
合計	6,300,000 円	10,320,000 円	10,320,000 円	26,940,000 円

ウ 成果指標値ごとの成果連動支払額の決定方法の設定

(ア) 成果指標値①「会員登録実人数」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\left(\frac{\text{（各四半期時点の会員登録実人数の合計）}}{240 \text{ 人}} \right) \times 6,300,000 \text{ 円}$$

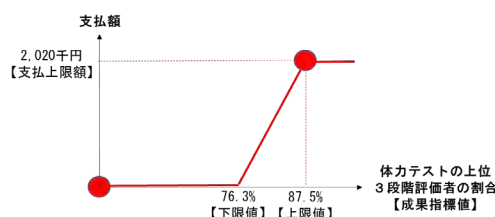
図1 成果指標値①「会員登録実人数」と支払額の関係



(イ) 成果指標値②「体力テストの上位3段階評価者の割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\frac{\left(\frac{\text{（（2年目以降の各年度末に行う体力テスト結果について、5段階評価の上位3段階の評価を受けた者} \div \text{各年度末時点の参加者）} - 76.3\%}{(87.5\% - 76.3\%)} \right) \times 2,020,000 \text{ 円}}$$

図2 成果指標値②「体力テストの上位3段階評価者の割合」と支払額の関係

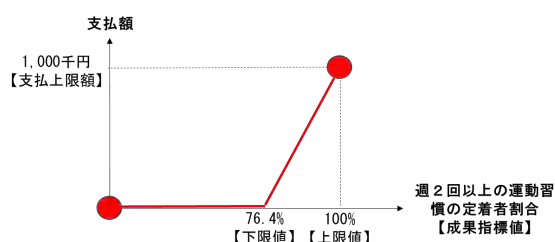


なお、参加者の会員登録時の体力テスト結果の分布や、上位3段階評価者の割合については、茨城県のデータから76.3%であると仮定しているが、参加者は受託者が募集するため、この数値が妥当であるかは現時点では検証できない。終了時の体力テスト結果だけを成果指標とする場合、あらかじめ体力テスト結果が良好なものを参加者とする等、歪んだインセンティブが働くおそれもある。今回の検討においては、体力テスト結果が良好なものを増やすことに主眼を置きこのような成果指標と支払条件を設定したが、会員登録時の体力テスト結果を把握し改善状況を見る等、受託者の事業活動の成果を評価できるよう、指標や下限値・上限値の設定について、精査する必要がある。

(ウ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\frac{(((2\text{年目以降の各年度末に行うアンケートにおいて、週2回以上の運動を行っているとの回答をした者} \div \text{各年度末時点の参加者}) - 76.4\%) \div (100\% - 76.4\%)) \times 1,000,000 \text{ 円}}$$

図3 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」と支払額の関係



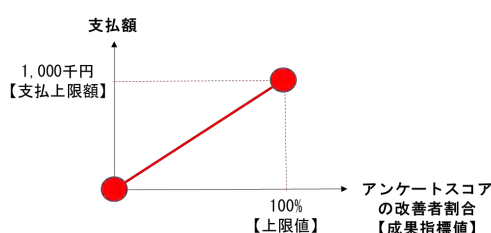
なお、「週2回以上の運動習慣の定着者割合」については、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合評価【茨城県公立学校・小学5年生男子】の結果が76.4%であることから、当該数値を下限値と設定しているが、参加者は受託者が募集するため、この数値が妥当であるかは現時点では不明である。終了時のアンケート結果だけを成果指標とする場合、あらかじめアンケート結果が良好なものを参加者とする等、歪んだインセンティブが働くおそれもある。今回の検討においては、週2回以上の運動習慣が定着した者の割合を増やすことに主眼を置きこのような成果指標と支払条件を設定したが、会員登録時の運動習慣

に関するアンケート結果を把握し改善状況を見る等、受託者の事業活動の成果を評価できるよう、指標や下限値・上限値の設定について、精査する必要がある。

(エ) 成果指標値④「アンケートスコアの改善者割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

(事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2年目以降の各年度末に行うアンケートスコア評価段階を比較し、1段階以上向上した者÷年度末時点の参加者のうち、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者)
×1,000,000 円

図4 成果指標値④「アンケートスコアの改善者割合」と支払額の関係



(6) 成果評価の方法

本PFS事業については、成果評価の負担を最小限に抑えるため、単純前後比較法により、成果評価を行うこととした。具体的には、成果指標②と③については、茨城県のデータを事業前の成果指標値と仮定し、終了時の成果指標値を測定して比較する方法であり、成果指標④については、事業前と事業後でアンケートから測定する方法とした。このうち成果指標②と③について、この方法では、受託者の事業による改善効果を評価できない可能性があることから、

- ・会員登録時の体力テスト結果等を把握することで、事業前の状態を把握した上で、前後比較を行う。

- ・茨城県のデータを、事業前時点と事業終了時（評価時）点でとって、差の差分分析を行うことで、事業以外の外部要因を最低限取り除く

等の方法について、成果評価の負担等も考慮しながら精査する必要がある。

Ⅲ 大阪府堺市

1 P F S 事業の発案

(1) 対象とする行政課題の選定

堺市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域社会や地域経済に大きな悪影響が生じると見込まれることから、想定される様々の悪影響に対し、可能な限り事前に予防等の対策を講じることが必要と考えていた。その際、民間のイノベーションや創意工夫を活用することで、従来の取組より大きな成果が達成できる可能性があること、また効果を計測、評価することで、全庁的に推進するE B P Mに基づく政策立案のきっかけとなりうることから、P F Sの活用に関心があった。P F Sの対象とする行政課題としては、市の特性から、以下を候補に検討することとした。

- ・ 接触回避による、医療・介護・福祉関連サービスの提供の困難化
- ・ 地域の中小・小規模企業における経営状況の悪化と域内雇用の不安定化
- ・ 特に高齢化が進む地域でのコミュニティの分断

これらの課題のうち、事業所管課へのヒアリング等も踏まえ、ものづくり支援課において特に重要な課題である雇用環境の悪化を取り上げることとした。そのうち、市にとって特に雇用促進を図るべき対象として、以下の観点から女性を取り上げることとした。

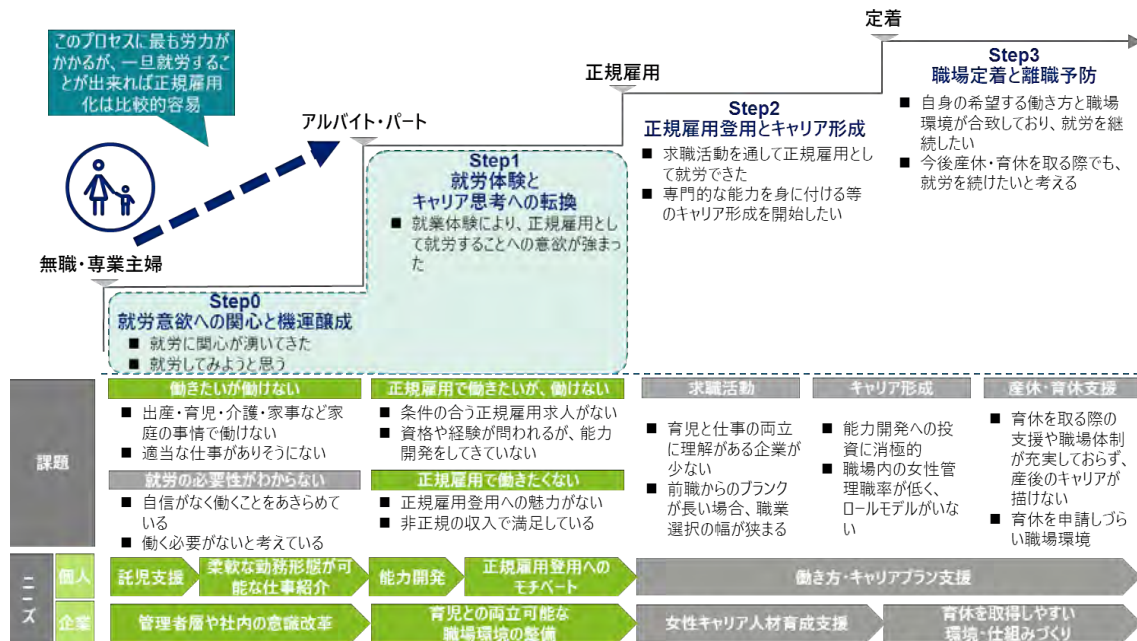
- ・ 非就労者や、非正規雇用者等、活躍できていない女性の人数が多いこと
- ・ 中長期的に労働力不足が見込まれる中、市内企業においても地域の女性活躍に取り組む必要性があると考えられること
- ・ 女性向けの就労支援には様々な民間事業者が参入しており、民間ノウハウの活用余地が高いと考えられること

以上から、堺市では、「**女性雇用の推進**」を本P F S事業の対象とする行政課題として設定することとした。

(2) 事業目標の設定（P F S事業の対象者層及びP F S事業実施後の対象者層の改善目標について）

女性といっても、就労に対する考え方は多様であり、置かれている状況によって必要な介入方法は異なる。そこで、現在就労していない女性を想定し、就労に至るまでの流れと段階ごとの課題を整理した。

図5 女性の就労、職場定着までのプロセス



ここでは、女性の非就労者のうち、出産・育児・介護・家事など、家庭の事情により離職した者に注目した。家庭の事情が障害となり、就労を諦めている可能性があるため、両立に向けた働き掛けや様々な支援の情報を届けることで、就労に結び付け、課題解決が図れると考えた。また、家庭の事情により非正規雇用を選択している人も多いと考えられることから、このような女性も対象となりうると考えた。

また、堺市では、「さかい」JOBステーション事業」や「多様な人材の雇用支援事業」、「女性の活躍推進事業」等を実施しており、就労を希望する女性の受皿となる事業に既に取り組んでいるが、就労や正規雇用を諦めている層については、市が対象者を特定することができないため、既存の市の支援は届いていない。そこで、本PFS事業の対象者として、ステップ0及び1に該当し、「就労や正規雇用に向けた活動をしていない女性」を対象者層として設定した。

以上から、事業対象者層は以下と設定した。

- ・非就労又は非正規雇用者の女性
- ・就労や正規雇用に向けた活動をしていない
- ・特に、家庭の事情等により、就労や正規雇用を諦めている

本事業の事業目標については、女性が就職し定着することであるが、対象となる女性は就労を諦めている層であることを考慮し、まず就労に向けた意欲を高め、その上で就職を目指す、2つの段階で設計することが適当であると考えた。以上から、本事業の事業目標は、対象者層に該当する女性について、

①就労に対する関心・意欲の醸成

②就労の成功

とした。

次に、各種データを参考に、対象者の規模を推定した。まず、「国勢調査で見る堺」(2018)より、女性のうち、

・堺市の非就労者 187 千人

・堺市の非正規雇用者 95 千人

(参考：正規雇用者は 88 千人)

である。また、非就労者のうち、本 P F S 事業の対象となりうる層について、総務省の「平成 29 年度就業構造基本調査」から 33,000 人を抽出した。具体的には、就労意欲がない理由の設問に対して、以下の回答を選択した層が、家庭の事情等により就労や正規雇用の希望はあっても諦めていると仮定した。

・家事（出産・育児・介護・看護以外）のため

・出産・育児のため

・介護・看護のため

また、本 P F S 事業の対象となる女性の中には、一般的に、就労が困難で経済的にも厳しい状況にあるひとり親が含まれると想定される。ひとり親世帯の女性は、働きやすい職場で就労し経済的に自立できることが望ましいものの、支援がないと能力開発や求職活動が困難な状況にあると考えられる。そこで、ひとり親世帯の女性を支援が必要な対象として位置付けることとした。堺市のひとり親世帯の女性は、9,493 人（堺市「堺市統計書（令和元年度版）」より）である。

女性雇用の推進、さらに女性が就職しそれを継続することを考えた場合、雇用する企業においても、意識改革や女性が働きやすい環境整備等の取組が求められる。本 P F S 事業では、該当する女性に対する支援のみならず、企業に対しても女性が働きやすい環境づくりの働き掛けを求めることとし、その実現も事業目標として設定することとした。なお、対象は市内の中小・小規模企業を対象とした。該当する企業数は 21,256 社（総務省「平成 26 年度経済センサス基礎調査」より）である。

表7 行政課題の選定と事業目標の設定まとめ

行政課題	事業目標	
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標
女性雇用の推進	・ 現在、非就労又は非正規雇用であって、就労や正規雇用に向けた活動をしていない女性 ・ そのうち、ひとり親世帯	・ 就労に対する関心・意欲の醸成 ・ 就労の成功 ・ 経済的な自立
	市内の中小・小規模企業	・ 女性が働きやすい職場環境の整備

2 案件形成

(1) 成果指標の設定

本 P F S 事業の成果指標を設定するに当たり、市が既に実施している施策との関連等から、本 P F S 事業の前提について以下のとおり整理した。

- ・ 受託者は、市内在住の非就労者及び非正規雇用者であって、堺市の既存の就労支援（さかい J O B ステーション事業等）を利用していない女性のうち、就労を諦めている可能性のある女性にアウトリーチ（本事業への参加を促すこと）する。
- ・ その結果、本事業への参加の同意を得られた者を「支援対象者」とし、受託者は、支援対象者に対して就労意欲の喚起や求職活動実施の動機付けにつながるような働き掛けを行う。また、就労・定着につながるよう、育児等との両立支援に向けたサポートや、必要に応じて能力開発等も行うこととし、その具体的内容については提案を求めるものとする。
- ・ 受託者は、支援対象者の求職をサポートするほか、就職後も育児などとの両立を含めて定着に向けた支援を行う。
- ・ 並行して、市内の中小・小規模企業に働き掛けを行い、女性が働きやすい職場環境の整備につながるよう、働き掛けを行う。
- ・ 市としては、対象者が就労するまでに必要な期間を確保するほか、本 P F S 事業を通じて、女性支援のための基盤が市内に構築されることを期待し、そのために必要な期間として3年間を事業期間とする。

また、(2)に後述するとおり、堺市としてはアウトリーチする対象者層及び対象企業を確実に確保する観点から、予算規模に見合うアウトリーチ数を仕様書で設定し、その人数を確保することを前提として成果指標を検討することとした。

以上を前提に、本 P F S 事業の成果指標について、設定した P F S 事業の事業目標の達成状況を定量的に示すものを検討した。

ア 事業目標①「就労に対する関心・意欲の醸成」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「就労に対する関心・意欲の醸成」は、直接測定ができない事項であり、定量化が難しいため、アンケートの回答をスコア化することを検討した。

具体的には、類似事業で実施されたアンケートについて、デスクトップ調査により収集し、本事業と事業実施目的が類似した事業におけるアンケートをたたき台に、本事業を通して測定したい成果と比較し、質問項目の過不足を補う形で、アンケート内容を設計した。

支援対象者を対象に、本アンケート調査を実施し、スコアの合計値によって「就労に対する関心・意欲」を点数化し、点数に応じてA～Dの4段階で評価することとした。

表8 就労意欲に関するアンケート

	強く 思う	そう 思 う	そう 思 わ ない	全く そ う 思 わ ない
i. 就労のイメージ理解				
1 収入を得ることで自分の裁量で自由に買い物や外出などができると思う。	4	3	2	1
2 家計を支えるために働くことができると思う。	4	3	2	1
3 子育て・家事・介護と仕事の両立をするイメージができると思う	4	3	2	1
4 仕事をしている自分やその生活を想像することができると思う。	4	3	2	1
ii. 協力体制の構築				
5 家庭の事情と仕事を両立するにあたり、人に助けを求めることができると思う。	4	3	2	1
6 家庭の事情（子どもの病気や家族の急変）で急用が生じたとき、自分以外の頼れる人がいると思う。	4	3	2	1
iii. 不安の解消				
7 家庭の事情（子どもの病気や家族の急変）で急用が生じたとき、職場に事情を話し対処することができる	4	3	2	1
8 仕事をするを家族に理解してもらえよう話し合うことができると思う。	4	3	2	1
iv. 自信の獲得				
9 仕事をするにあたり気持ちの整理することができると思う。	4	3	2	1
10 自信を持って求職活動できると思う。	4	3	2	1
v. 就労意欲の向上				
11 家庭生活（子育て・家事・介護など）や個人生活と仕事の両立をすることで生活を充実させることができ	4	3	2	1
12 仕事をする目的が明確にあると思う。	4	3	2	1
vi. 就労に係るノウハウの獲得				
13 自分の将来設計や興味分野、もしくは能力にあった職業を探すことができると思う。	4	3	2	1
14 将来の仕事で役に立つと思われる免許・資格取得の計画を立てることができると思う。	4	3	2	1
15 自分が従事したい職業（職種）の仕事内容に関する情報を手に入れることができると思う。	4	3	2	1
16 求職にあたり、どのような手順を踏むかを理解できていると思う。	4	3	2	1
17 求職時の面接で想定される質問事項に対して、自信を持って受け答えができると思う。	4	3	2	1
vii. 就労に向けた行動変容				
18 求職用のサービスに登録したり、求職イベントへの参加登録した。	4	3	2	1
19 求職相談サービスを受けたり、求職イベントに参加した。	4	3	2	1
20 求人の募集条件に合致するように能力開発や資格取得をした。	4	3	2	1
21 履歴書を作成し、求人に応募した。	4	3	2	1
22 採用プロセスの中で、面接を受けた。	4	3	2	1
23 内定をもらい、仕事を開始した。	4	3	2	1
viii. 就労成功後の意識変容				
24 就職できた先で、引き続き仕事を継続したいと思う。	4	3	2	1
25 自身のキャリアについて、より高いキャリアを目指したいと思う。	4	3	2	1

スコア	評価	説明
80~100	A	就労に関して自信があり、サポート体制等が整っており、就活も問題なく自分でできる
66~80	B	就労に関して自信はある程度あるが、多少サポートの必要がある
50~65	C	就労に関して自信がなく支援が必要である
25~49	D	就労に関して自信がなく特に支援が必要である

本 P F S 事業では、受託者が支援対象者に対して、まず、サービス提供の前段階で本アンケートを実施し、スコアを算出し、評価（ランク）を判定する。本 P F S 事業では、

- ・就労に対する関心・意欲が低い層を対象に、就労意欲の喚起等を行い、就労に結び付けることを目標としている
- ・就労の成功しやすさでは、就労に対する関心・意欲が高い層が有利であるため、受託者には評価（ランク）が高い者に対して支援を集中するインセンティブが働く可能性がある

ことを考慮し、支援対象者のうち、事業開始時に C、D 評価に該当する者のうち、2 段階以上評価が上がった者の割合を増やすことを成果として、その割合を成果指標値として設定した。

成果指標値①：就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率

＝就労意欲に関するアンケート結果が C、D に該当する者のうち、2 段階以上評価が上がった者の割合

(イ) 成果指標値①「就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率」の測定・算出方法について

「就労意欲に関するアンケート結果が C、D に該当する者のうち、2 段階以上評価が上がった者の割合」について、受託者がアウトリーチを行い、支援対象となった時点でアンケートを実施する。支援実施後に同アンケートを再度実施して、支援前のアンケート結果が C 及び D に該当する者を抽出して、当初の評価段階と比較し、2 段階以上向上した者の割合を成果指標値として、算出することとした。

算出式：支援実施前から支援実施後に 2 段階評価が上がった支援対象者数 ÷ 支

援実施前に「就労意欲に関するアンケート」で C・D 評価を受けた支援対象者数

イ 事業目標②「就労の成功」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「就労の成功」については、対象者が非就労者の場合においては就労に至ることを「就労の成功」とみなすことができ、それは、就労人数として定量的に測定可能であるため、非就労者就労に至った人数を測定することとした。

対象者が非正規雇用者の場合、より良い就労環境へ移行することを「就労の成功」とみなすこととしたが、これは定量的に測定することができないため、アンケートの回答をスコア化し、その結果も併用した成果指標の設計とすることを検討した。

具体的には、非正規雇用の女性を取り巻く就労環境の課題と女性の就労環境を改善する優良企業の環境整備事例について、デスクトップ調査により収集し、優良企業の環境整備内容からアンケート項目を設計した。

支援対象者のうち、非正規雇用を対象に、就職先における就労環境について本アンケート調査を実施し、スコアの合計値によって「女性にとって働きやすい就労環境」であるか否かを点数化し、点数に応じてA～Dの4段階で評価することとした。

表9 就労環境に関するアンケート

Ⅰ. あなたの就労環境に係る以下の項目について、あなたはどのくらいあてはまると思いますか？あてはまるものに○をしてください。

i. 勤務時間・日数

- 1 希望の勤務時間に合う仕事である
- 2 自由度が高い勤務時間である
- 3 定時に帰りやすい雰囲気である
- 4 有給を取りやすい雰囲気である
- 5 出勤日数に下限がない
- 6 完全週休二日制である
- 7 夜勤時間帯の就労をする必要がない

ii. 給与

- 8 非正規社員間や非正規社員と正規社員の給与の差が不当に大きくない
- 9 不況時に収入減に合いにくい
- 10 手当が十分である
- 11 増収が見込める

iii. 勤務体系（職場との距離）

- 12 自由度の高い勤務体系である（例：状況に合わせて、働きたい場所を選べる）

iv. 育児サポート環境

- 13 育児のための休暇が取りやすい
- 14 保育園、学校との折り合いをつけやすい
- 15 困りごとを会社に聞いてもらう機会がある（例：相談窓口がある）
- 16 子どもが有事の際に帰れるバックアップ（フォロー）体制がある
- 17 職場と連携する保育園がある
- 18 緊急時に職場に子どもを同伴できる

v. 就労の安定性

- 19 不況時に解雇・雇止め合いにくい

vi. キャリア

- 20 正社員になる際に、就労条件や能力が問われない
- 21 能力開発の機会を得られる

vii. 職場環境

- 22 様々な人の意見が尊重される職場環境である

強く 思う	そう 思う	そう 思わ ない	全く 思わ ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

スコア	評価	説明
77~88	A	現在の働き方・職場環境等に対して特に課題感を抱えていない
65~76	B	現在の働き方・職場環境等に対してやや課題感を抱えておりサポートが必要である
34~64	C	現在の働き方・職場環境等に対して課題感を抱えており改善を要する
22~33	D	現在の働き方・職場環境等に対して非常に課題を抱えており改善を要する

本PFS事業では、受託者がアウトリーチした支援対象者のうち、非正規雇用者に対して、まず、支援対象となった時点で、本アンケートを実施し、スコアを算出し、評価（ランク）を判定する。支援実施後、より良い就労環境に移行した場合に、「就

「就労の成功」とみなすこととするが、改善度合いに幅があることを考慮し、以下の表により「就労の成功」の人数をカウントすることとした。

転職状況	事前評価時	転職後評価時	カウント人数
非正規雇用者が、別の非正規職に転職した場合、アンケートにより「就労の成功」数をカウントする	B	A	0.5
	C	A	1
		B	0.5
	D	A	1.5
		B	1
		C	0.5
非正規雇用者が正規雇用に転職	—	—	1 (アンケート結果にかかわらず1でカウント)

成果指標値②：調整就労成功人数

＝非就労者が就労に至った人数と、非正規雇用者がより良い就労環境への転職に成功した「カウント人数」の合計

(イ) 成果指標値②「調整就労成功人数」の測定・算出方法について

非就労者については、支援を通じて就労した人数を受託者が把握する。

非正規雇用者については、受託者がアウトリーチを行い、支援対象となった時点で就労環境に関するアンケートを実施した上で、①支援を通じて正規雇用に転職した人数、②非正規職に転職した場合は、アンケートを実施し、改善段階に応じたカウント人数を算出する。

成果指標値②：(支援開始時に非就労で、雇用形態にかかわらず就労した人数)

＋ (支援開始時に非正規雇用で、正規雇用に転職した人数)

＋ (支援開始時に非正規雇用で、より良い非正規の就労環境に転職した場合は、アンケートスコアのランクに応じたカウント人数)

ウ 事業目標③「ひとり親世帯の経済的自立」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

ひとり親世帯のうち、経済的に困難を抱えている層として、児童扶養手当を受けている母子世帯であることとし、その経済的自立とは、児童扶養手当を受給しなくなることとした。母子世帯の母親は、育児と就労の両立に特に困難を抱えていることが多いため、就労意欲があっても就労が特に困難であると想定される。このた

め、ひとり親世帯の女性を就労に近づけることは、市が実施するほかの母子関連政策においてもメリットがある。本指標を成果指標に位置付けることで、受託者に対して母子世帯の母親に手厚い支援を行うインセンティブとなると考えた。

成果指標値③：児童扶養手当を受ける母子世帯のうち受給しなくなった世帯数

(イ) 成果指標値③「児童扶養手当を受ける母子世帯のうち受給しなくなった世帯数」の測定・算出方法について

受託者が支援対象者の名簿を市に提出し、市において支援対象者のうち児童扶養手当を受給している世帯か否かを確認する等の作業を想定して検討を進めることとした。

エ 事業目標④「女性が働きやすい職場環境の整備」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「女性が働きやすい職場環境」は、直接測定ができない事項であり、定量化が難しいため、アンケートの回答をスコア化することを検討した。

具体的には、女性雇用の推進に係る取組を実施する企業向けの意識調査をしているアンケートについて、デスクトップ調査により収集し、複数のアンケート調査を統合しながら、本事業を通して測定したい成果と比較し、質問項目の過不足を補う形で、アンケート内容を設計した。

市内の中小・小規模企業を対象に、本アンケート調査を実施し、スコアの合計値によって「女性が働きやすい職場環境」の度合いを点数化し、点数に応じてA～Dの4段階で評価することとした。

表 1 0 女性が働きやすい職場環境に関するアンケート

問2-1 取り組みでない理由について、あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 2 女性の就業意識やキャリアビルディングの意識があるのかわからない
- 3 女性を雇用することに対する上司や同僚の男性の認識、理解が不十分であると思う
- 4 時短や柔軟な働き方をどのように整備すればよいかわからない
- 5 女性のライフイベント（妊娠・出産等）への対応に係る整備ができていないと思う
- 6 特に必要性を感じないと思う
- 7 その他（内容を記入してください）

まったくそう わない	あまりそう わない	ややそう 思う	そう 思う
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

「問2」で「2.これから取り組む予定だ」または「3.取り組んでいる」とご回答された方のみ、以下（問2-2～問2-6）お答えください
問2-2 女性の活躍を推進することが必要だと考える理由は何ですか。

- 下記の1～13のうち、あてはまるものに○を付けてください。
1. 女性の能力が有効に発揮されることにより、経営の効率化を図れると思う
 2. 男女社員の能力発揮が生産性の向上や競争力強化につながると思う
 3. 働きやすく公正に評価される企業として認められ、よい人材を確保できると思う
 4. 職場全体としてのモラル（やる気）の向上に資すると思う
 5. 顧客ニーズに的確に対応できると思う
 6. 企業イメージの向上を図れると思う
 7. 従業員の意識改革や価値観の多様化に対応できると思う
 8. 男女ともに職務執行能力によって評価されるという意識を高められると思う
 9. 労働力人口の減少が見込まれるため、労働力確保ができると思う
 10. 社会的趨勢であり、法律で規定されているため、実施するべきだと思う
 11. 長時間労働の改善など、労働時間の改善につながると思う
 12. 在宅勤務の導入など時間や場所の面で柔軟な働き方が出来るようになると思う
 13. その他（内容を記入してください）

そう 思う	ややそう 思う	あまりそう わない	まったく 思わ ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

「問2」で「2.これから取り組む予定だ」または「3.取り組んでいる」とご回答された方のみ、お答えください。

問2-3 貴社で行っている女性の就職希望者を増やす取組の内容としてあてはまるものに○をつけてください。

1. 会社案内、HP等で社内で活躍している女性を積極的に紹介している
2. 求人先に女性の多い学校、学科等を含めている
3. 女性求職者を対象とした職場見学会を実施している
4. 柔軟な勤務形態ができるように採用条件等を見直している
5. その他（内容を記入してください）

実施しており 果が出 ている	実施している が成果は十分 にでない	実施を検討し ている	実施してい ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

「問2」で「2.これから取り組む予定だ」または「3.取り組んでいる」とご回答された方のみ、お答えください。
問2-4 貴社で行っている職場での女性活躍推進のための環境整備に係る取組の内容としてあてはまるものに○をつけてください。

1. 女性の教育訓練を実施している
2. 部署内に複数の女性を配置する等の人事方針を策定している
3. 女性を受け入れた経験が少ない管理職に対して研修を行っている
4. 男女ともに使いやすい器具・設備の導入、作業方法・作業工程の見直しを行った
5. 女性の採用に合わせ、女性専用のトイレ室・更衣室、または休憩室を設置した
6. 託児所の設置を行った
7. リモートワークができる環境を整備した
8. 女性向けの相談窓口を設置した
9. その他（内容を記入してください）

実施しており 果が出 ている	実施している が成果は十分 にでない	実施を検討し ている	実施してい ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

「問2」で「2.これから取り組む予定だ」または「3.取り組んでいる」とご回答された方のみ、お答えください。
問2-5 貴社で女性の活躍推進のため風土改善に係る取組の内容としてあてはまるものに○をつけてください。

1. 女性の能力開発の状況や問題点について調査・分析している
2. 女性の能力発揮のための計画を策定している
3. 経営計画に女性の活躍推進を記載している
4. 男性に対し、女性の能力発揮の重要性について啓発を行っている
5. 職場環境・風土改善（男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し）を行っている
6. セクシャルハラスメント対策（研修の実施、相談窓口の設置等）を行っている
7. マタニティハラスメント対策（研修の実施、相談窓口の設置等）を行っている
8. その他（内容を記入してください）

実施しており 果が出 ている	実施している が成果は十分 にでない	実施を検討し ている	実施してい ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

「問2」で「2.これから取り組む予定だ」または「3.取り組んでいる」とご回答された方のみ、お答えください。
問2-6 女性従業員が活躍するために阻害となっているものは何だと思えますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

1. 女性は家庭責任を考慮する必要がある、時間的制約が障害となっていると思う
2. 一般的に女性の就業意識やキャリアへの思考が低いと思う
3. 女性のライフイベント（妊娠・出産等）への対応に係る整備ができていないと思う
4. 上司や同僚の男性の認識、理解が不十分であると思う
5. 顧客や取引先を含む社会一般の認識、理解が不十分であると思う
6. 質量物や危険有害業務など法規制により女性が従事できない業務があると思う
7. その他（内容を記入してください）

そう 思う	ややそう 思う	あまりそう わない	まったく 思わ ない
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1
4	3	2	1

スコア	評価	説明
93~124	A	女性活躍推進のための取組を行っており、意識・環境整備・雇用状況について整備できている
78~92	B-1	女性活躍推進のための取組を行っており、意識・環境整備・雇用状況についてある程度整備できている
62~77	B-2	女性活躍推進のための取組を行っているが、意識・環境整備・雇用状況について一層の改善の余地がある
47~61	C-1	女性活躍推進のための取組を行っているが、意識・環境整備・雇用状況について取組が不十分である
31~46	C-2	女性活躍推進のための取組を行っているが、意識・環境整備・雇用状況について取組が不十分である
5~20	D	女性活躍推進のための取組を行っていない

本 P F S 事業では、受託者が働き掛けを行いそれに応じた市内の中小・小規模企業に対して、まず、サービス提供の前段階で本アンケートを実施し、スコアを算出し、評価（ランク）を判定する。事業実施後に再度アンケートを行い、評価（ランク）が改善した企業の割合を成果指標として設定した。

ただし、企業に対する働き掛けが、女性の働きやすい職場環境につながるまで、一定の期間が必要になると考えられることから、1年目の評価時においては、評価（ランク）が1段階改善した場合を成果とし、2年目以降は評価（ランク）が2段階改善した場合と成果とすることとした。

成果指標値④：女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア上昇率

（1年目）女性が働きやすい職場環境に関するアンケート結果が B-1～D に該当する企業のうち、1段階以上評価が上がった企業の割合

（2年目）女性が働きやすい職場環境に関するアンケート結果が B-2～D に該当する企業のうち、2段階以上評価が上がった企業の割合

（イ）成果指標値④「女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア上昇率」の測定・算出方法について

受託者が働き掛けを行い、支援対象となった時点で当該企業にアンケートを実施する。支援実施後に同アンケートを再度実施して、支援前のアンケート結果が B-1～D に該当する企業を抽出して、当初の評価段階と比較し、1段階以上向上した者の割合を成果指標値として、算出することとした。（1年目）

算出式：支援実施前から支援実施後に1段階評価が上がった事業対象企業数 ÷ 支援実施前に「女性が働きやすい職場環境に関するアンケート」で B-1～D 評価を受けた事業対象企業数（1年目）

2年目は、支援前のアンケート結果がB-2～Dに該当する企業を抽出して、当初の評価段階と比較し、2段階以上向上した者の割合を成果指標値として、算出する。

算出式：支援実施前から支援実施後に2段階評価が上がった事業対象企業数÷支援実施前に「女性が働きやすい職場環境に関するアンケート」でB-2～D評価を受けた事業対象企業数（1年目）

表1-1 行政課題、事業目標及び成果指標のまとめ

行政課題	事業目標		成果指標
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標	
女性雇用の推進	・現在、非就労又は非正規雇用であって、就労や正規雇用登用に向けた活動をしていない女性	・就労に対する関心・意欲の醸成 ・就労の成功 ・経済的な自立	①就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率（就労意欲に関するアンケート結果がC、Dに該当する者のうち、2段階以上評価が上がった者の割合） ②調整就労成功人数 ③児童扶養手当を受ける母子世帯のうち受給しなくなった世帯数
	市内の中小・小規模企業	・女性が働きやすい職場環境の整備	④女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア上昇率（女性が働きやすい職場環境に関するアンケート結果がB-1～Dに該当する企業のうち、1段階以上評価が上がった企業の割合（1年目）） ※2年目は2段階以上

（2）成果指標値の上限値等の設定

ア 事業の前提となる、支援対象者のアウトリーチ人数及び企業数の設定

本 P F S 事業では、確実に事業対象となる女性数や企業数を確保するため、前提条件として支援対象者人数を設定し、受託者にはその人数の確保を求めることとした。

支援対象者のアウトリーチ人数については、既存事業の対象者数を参考とした。具体的には、市雇用推進課において実施している地域就労支援事業の令和元年度の相談件数が 1,738 件、さかい J O B ステーション事業の令和元年度の相談件数が 4,274 件である。市として想定する予算規模を考慮し、3 年間の事業期間において 3,000 人にアウトリーチすることを前提とした。

企業数については、市雇用推進課において実施している、個別相談・セミナー形式による環境整備事業を参考に、3 年間の事業期間において 170 社に働き掛けを行うことを前提とした。

また、堺市としては財政平準化の観点から毎年度支払を行うことを想定していたことから、毎年度成果指標を評価することとした。このため、アウトリーチ人数及び企業数も、年度ごとに設定した。

表 1 2 年度ごとの対象者数・企業数

	1 年目	2 年目	3 年目	事業期間合計
支援対象者数	500 人	1,000 人	1,500 人	3,000 人
企業数	20 社	50 社	100 社	170 社

なお、受託者のアウトリーチの結果、期間内に設定した事業対象数や企業数に達した場合は、それ以上支援対象を増やすことはしないこととした。逆に、設定した支援対象者数や企業数に達しない場合は、成果指標の上限値等や支払額の見直しをすることを想定したが、その具体的方法については、検討できなかった。

イ 成果指標①「就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率」の上限値等の設定

上限値等の設定にあたり、参照できる数値がないため、マーケットサウンディングにより女性の就労支援等に取り組む民間事業者の意見も収集した上で、上限値を 60%、下限値を 40%と設定した。

ウ 成果指標②「調整就労成功人数」の上限値等の設定

支援対象者や事業規模が類似した市内関連事業における就労成功率が支援者全体の約 6%であったことから、これを平均的に達成可能な成果水準と考え、就労成功率の上限値を 7%、下限値を 5%とした。

成果指標は就労成功の人数であることから、年度ごとの支援対象者数を基に、就労成功人数を以下のとおり設定した。

表 1 3 年度ごとの「調整就労成功人数」の上限値等

	1 年目	2 年目	3 年目	備考
上限値	35 人	70 人	105 人	対象者数の 7%
下限値	25 人	50 人	75 人	対象者数の 5%

エ 成果指標③「児童扶養手当を受給しなくなった世帯数」の上限値等

児童扶養手当の所管課へのヒアリングから、上限値を以下のとおり設定した。下限値の設定は必要ないと考えた。

表 1 4 児童扶養手当を受給しなくなった世帯数の成果指標の上限値

	1 年目	2 年目	3 年目
全額支給から非受給となった世帯	1 世帯	2 世帯	4 世帯
一部支給から非受給となった世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯

オ 成果指標④「女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア上昇率」等の上限値等の設定

上限値等の設定にあたり、参照できる数値がないため、マーケットサウンディングにより女性の就労支援等に取り組む民間事業者の意見も収集した上で、上限値を 70%、下限値を 50%と設定した。

(3) 契約期間（評価時期を含む）の設定

ハローワークを訪れる女性、すなわち就労に対する関心のある女性における一般的な就労期間は、半年～1 年である。一方、本 P F S 事業では、非就労者等の就労意欲の向上も含めて行うことから、成果目標である就労成功に至るまで 1 年以上かかることを踏まえ、2～3 年程度の事業期間が望ましい。また、できるだけ多くの支援対象者を確保するという観点も考慮すると、事業期間を長く取る必要があると考えた。

以上から、事業期間は 3 年間と設定した。ただし、支払は毎年度行うことから、毎年度成果評価を実施することとした。

(4) P F S 事業効果の算出、評価

家庭の事情等により非就労や非正規雇用である女性が、就労したり、より良い職場環境に転職したりすることの社会的便益としては、

- ・ 支援対象者である女性本人の所得向上による、税収の増加、各種手当の削減
- ・ 消費の活性化や市内企業の課題解決等による、地域経済の活性化

といったことが考えられるが、このうち「地域経済の活性化」の効果を定量的に算出することは、困難であることから、本 P F S 事業においては、堺市に確実に生じる行財政効果に限り、算出することとし、本事業による効果として、以下の 2 点の行財政効果を算出、評価した。

- ①支援対象者の所得向上による市の税収増加額
- ②ひとり親世帯に対する児童扶養手当の削減額

ア ①支援対象者の所得向上による市の税収増加額の算出について

(ア) 就労の成功による所得向上額の設定

支援対象者の所得向上について、対象となる女性の属性が均一ではないことから、各就労形態における全国の女性の平均収入データ（厚労省（令和元年）「賃金構造基本統計調査（統計表）」）を基に設定することとした。

正規雇用者	269.4 万円／年
非正規雇用者	185.0 万円／年
非就労者	—

(イ) 税収額の算出

税収額（市民税）の算出にあたっては、児童扶養手当を受給している世帯は所得額によって免税されていることに留意し、以下のように算出した。

一般の正規雇用者	8.0 万円／年
ひとり親世帯で正規雇用者の母親	8.0 万円／年
一般の非正規雇用者	3.8 万円／年
ひとり親世帯で正規雇用者の母親	0 万円／年

(ウ) パターンごとの税収増加額の算出

事業実施による就労のパターンに応じて、以下のとおり税収増加額を算出した。なお、非就労者が本 P F S 事業を通じて正規雇用される場合は、ほぼないと考え、想定しなかった。

表 1 5 事業実施後の一人当たり税収増加額

パターン	税収の変化	税収増加額
非就労→非正規（一般）	0 → 3.8	3.8 万円／年
非正規→正規（一般）	3.8 → 8.0	4.2 万円／年
非就労→非正規（ひとり親世帯）	0 → 0	0 万円／年
非正規→正規（ひとり親世帯）	0 → 8.0	8.0 万円／年

(エ) 就労の成功人数の設定による、税収増加額の算出

就労の成功人数の上限値は 3 年間で合計 210 人（1 年目に 35 人、2 年目に 70 人、3 年目に 105 人）としていることから、これを総数として各就労パターンの

人数を仮定し、税収効果額を算出した。この際、1年目に就労に成功した対象者については事業期間中は定着し、税収増加効果が生じるものと仮定した

表 1 6 本 P F S 事業による税収増加額

パターン	就労の成功人数			税収増加額			合計
	1 年目	2 年目	3 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
非就労→非 正規(一般)	20 人			74 万円	74 万円	74 万円	747 万円
		40 人			151 万円	151 万円	
			59 人			223 万円	
非正規→正 規(一般)	13 人			55 万円	55 万円	55 万円	557 万円
		27 人			113 万円	113 万円	
			40 人			166 万円	
非就労→非 正規(ひとり 親世帯)	1 人			4 万円	4 万円	4 万円	43 万円
		2 人			8 万円	8 万円	
			4 人			15 万円	
非正規→正 規(ひとり親 世帯)	1 人			4 万円	4 万円	4 万円	28 万円
		1 人			4 万円	4 万円	
			2 人			8 万円	
合計	35 人	70 人	105 人	137 万円	413 万円	825 万円	1,375 万円

イ ②ひとり親世帯に対する児童扶養手当の削減額について

ひとり親世帯に対する児童扶養手当額は、堺市子ども家庭課の実績データから、以下のとおりである。なお、以下の金額は市負担分である

全部受給世帯の世帯あたり手当額 387 千円／年

一部受給世帯の世帯あたり手当額 253 千円／年

これに、税収増加額の算出と同様の考え方をを用いて以下のとおり算出した。

表 17 本 P F S 事業による児童扶養手当削減額

パターン	就労の成功人数			手当削減額			合計
	1 年目	2 年目	3 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
非就労→非 正規(ひとり 親世帯)	1 人			38 万円	38 万円	38 万円	418 万円
		2 人			76 万円	76 万円	
			4 人			152 万円	
非正規→正 規(ひとり親 世帯)	1 人			25 万円	25 万円	25 万円	175 万円
		1 人			25 万円	25 万円	
			2 人			50 万円	
合計	2 人	3 人	6 人	63 万円	164 万円	366 万円	593 万円

(5) 支払上限額の決定

以下を勘案して、予算規模を年間 1,500 万円、3 年間で 4,500 万円と設定した。

- ・堺市で女性向けの就労支援を実施している庁内関係課の予算規模が、年間で 1,500 万円～2,000 万円であること
- ・アウトリーチする支援対象者数や企業数を鑑みた際に、雇用推進課で実施した地域就労支援事業の支援人数規模と大きな差がなく、その点で妥当であること
- ・民間事業者に対して事業規模に関するマーケットサウンディングを実施した結果、民間事業者における類似事業の事業費と大差ないことが確認されたこと

なお、(4) で算出した P F S 事業効果額は、税収増加分と児童扶養手当削減額を合計して約 2,000 万円であり、支払上限額を下回る。本事業では、定量的な算出が困難であるとして評価しなかった地域経済活性化効果等も勘案し、支払額の水準は適切であると考えた。

(6) 支払条件の設定

ア 成果連動支払額と固定支払額の設定

(5) で設定した予算規模から、消費税込み年間 1,500 万円、3 年間 4,500 万円を支払上限額とし、成果連動部分と固定支払部分の配分を検討した。

事業を実施する上で必要不可欠となる費用（システム構築や事務的費用等）は、固定支払額に含め、創意工夫を発揮できるその他の費用に関しては成果連動支払額に含めることを基本的な考え方として、民間事業者に対するヒアリングで判明した業務内容から、本 P F S 事業の受託者の事業支出を推測し、支払額を割り振ることとした。事業を実施する上で必要不可欠な費用は初年度が最も大きく徐々に小さくなると見込まれること、年次を追って支援対象者数や企業数が増えることも勘案し、年間 1,500 万の支払上限額を以下のように配分することとした。

表 1 8 固定支払額と成果連動支払額の配分

	1 年目	2 年目	3 年目	合計
固定支払額	10,380,000 円	7,492,500 円	4,605,000 円	22,477,500 円
成果連動支払額	4,620,000 円	7,507,500 円	10,395,000 円	22,522,500 円
合計（最大支払額）	15,000,000 円	15,000,000 円	15,000,000 円	45,000,000 円

イ 成果連動支払額の成果指標値ごとの内訳の設定

2（1）において、設定した成果指標について、堺市としての、それぞれの成果指標に対する重要度の優先順位について、庁内重点政策を踏まえて検討し、以下のとおり設定した。

表 1 9 成果指標ごとの、成果連動支払額の配分

成果指標値	1 年目	2 年目	3 年目	合計
成果指標値① 就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率	1,155,000 円	1,732,500 円	2,310,000 円	5,197,500 円
成果指標値② 調整就労成功人数	1,155,000 円	2,310,000 円	3,465,000 円	6,930,000 円
成果指標値③ 児童扶養手当の受給世帯が非受給化した世帯数	1,155,000 円	1,155,000 円	1,155,000 円	3,465,000 円
成果指標値④ 女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア上昇率	1,155,000 円	2,310,000 円	3,465,000 円	6,930,000 円
合計	4,620,000 円	7,507,500 円	10,395,000 円	22,522,500 円

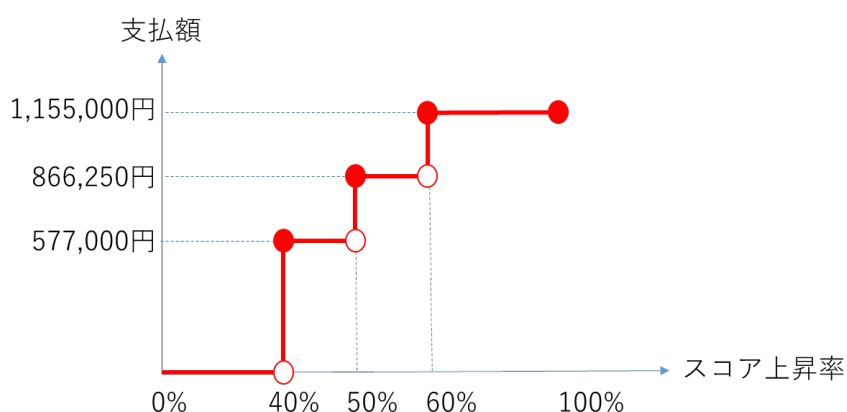
ウ 成果指標ごとの成果連動支払額の決定方法の設定

（ア）成果指標値①「就労に対する関心・意欲が高まったスコア上昇率」の支払額の決定方法

表 2 0 成果指標値①における毎年の成果指標値と支払額の関係

1 年目		2 年目		3 年目	
成果指標値	支払額	成果指標値	支払額	成果指標値	支払額
60%以上	1,155,000 円 (100%)	60%以上	1,732,500 円 (100%)	60%以上	2,310,000 円 (100%)
60%未満 ～50%以上	866,250 円 (75%)	60%未満 ～50%以上	1,443,750 円 (83%)	60%未満 ～50%以上	2,021,250 円 (87.5%)
50%未満 ～40%以上	577,000 円 (50%)	50%未満 ～40%以上	1,155,000 円 (67%)	50%未満 ～40%以上	1,732,500 円 (75%)
40%未満	0 円	40%未満	0 円	40%未満	0 円

図 6 1 年目の成果指標値と支払額の関係



(イ) 成果指標値②「調整就労成功人数」の成果連動支払額の決定方法

表 2 1 成果指標値②における毎年の成果指標値と支払額の関係

1 年目		2 年目		3 年目	
成果指標値	支払額	成果指標値	支払額	成果指標値	支払額
35 人以上	1,155,000 円 (100%)	70 人以上	2,310,000 円 (100%)	105 人以上	3,465,000 円 (100%)
35 人未満 ～30 人以上	866,250 円 (75%)	70 人未満 ～60 人以上	1,732,500 円 (75%)	105 人未満 ～90 人以上	2,887,500 円 (83%)

30 人未満 ～25 人以上	577,000 円 (50%)	60 人未満 ～50 人以上	1,155,000 円 (50%)	90 人未満 ～75 人以上	2,310,000 円 (67%)
25 人未満	0 円	50 人未満	0 円	75 人未満	0 円

(ウ) 成果指標値③「児童扶養手当の受給世帯が受給しなくなった数」の成果連動
支払額の決定方法

表 2 2 成果指標値③における毎年の成果連動支払額

	1 年目	2 年目	3 年目
全部支給から非受給となった世帯数	1 世帯以上	2 世帯以上	4 世帯以上
一部支給から非受給となった世帯数	1 世帯以上	1 世帯以上	2 世帯以上
成果連動支払額	1,155,000 円	1,155,000 円	1,150,000 円

(エ) 成果指標値④「女性雇用に対する意識変容・環境変化が起きた企業のスコア
上昇率」の成果連動支払額の決定方法

表 2 3 成果指標値④における毎年の成果指標値と支払額の関係

1 年目		2 年目		3 年目	
成果指標値	支払額	成果指標値	支払額	成果指標値	支払額
70%以上	1,155,000 円 (100%)	70%以上	2,310,000 円 (100%)	70%以上	3,465,000 円 (100%)
70%未満 ～60%以上	866,250 円 (75%)	70%未満 ～60%以上	2,021,250 円 (87.5%)	70%未満 ～60%以上	3,176,250 円 (92%)
60%未満 ～50%以上	577,000 円 (50%)	60%未満 ～50%以上	1,732,500 円 (75%)	60%未満 ～50%以上	2,887,500 円 (83%)
50%未満	0 円	50%未満	0 円	50%未満	0 円

(7) 成果評価の方法

本 P F S 事業では、成果指標①、②、④については、アンケートを活用した成果指標とした。アンケートはオリジナルのものであるため、外部要因等を除去するための成果評価を行うには、同じアンケートを支援対象者以外の者に対して実施することが

必要となり、現実的ではないと考えた。このため、単純前後比較法により、成果評価を行うこととした。

成果評価③（児童扶養手当の受給世帯が受給しなくなった数）についても、外部要因等を除去する観点からは、支援対象者以外の受給動向を勘案する必要があるが、成果評価の負担を最小限に抑えるため、単純前後比較法とした。

なお、外部の経済環境に大きな変化がある場合（失業率の急激な上昇又は低下など）、就労成功者数や児童扶養手当のほか、アンケートにも影響を与えられられる。このような事象が発生した場合は、そのときの最新の入手可能なデータ等を用いて調整することを想定したが、具体的な方法は検討していない。

本PFS事業では、支援対象者の主観をアンケートにより把握し成果指標として活用することから、民間事業者がアンケートを自ら実施するとした場合、バイアスや不正の発生リスクがある。このため、アンケートは市が主体となって実施することとした。